

**職場定着支援助成金（雇用管理制度助成/目標達成助成）
支給申請書類のご案内**

◎ 支給申請期間

評価時離職率算定期間（※）の末日の翌日から2か月以内

※「評価時離職率算定期間」とは、雇用管理制度整備計画期間の末日の翌日から12か月間をいいます。

(例) 計画が平成28年5月1日～平成28年7月31日の場合、

「評価時離職率算定期間」は平成28年8月1日～平成29年7月31日となり、

「支給申請期間」は平成29年8月1日～平成29年9月30日になります。

◎ 提出先

千葉労働局職業対策課分室 または 管轄のハローワーク

〒260-0013

千葉県千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル6階

千葉労働局 職業安定部 職業対策課分室

TEL 043-441-5678

◎ 提出書類

制度が複雑なため出来る限り千葉労働局職業対策課分室にご提出ください。

ご提出いただく書類		チェック欄	枚数記入欄		
		<input checked="" type="checkbox"/>	事業主	所	局
1	「職場定着支援助成金(雇用管理制度助成/目標達成助成)支給申請書」(様式第a-7号)	<input type="checkbox"/>			
2	「支払方法・受取人住所届」(共通要領 帳票種別32850)	<input type="checkbox"/>			
3	「支給要件確認申立書」(共通要領 様式第1号)	<input type="checkbox"/>			
4	「事業所確認票」(様式第a-2号)	<input type="checkbox"/>			
5	「職場定着支援助成金(雇用管理制度助成/制度導入助成)支給決定通知書」(様式第a-8号)(写)	<input type="checkbox"/>			
6	「評価時離職率算定期間」の雇用保険一般被保険者の離職状況がわかる書類 ※「評価時離職率算定期間」=雇用管理制度整備計画期間の末日の翌日から12か月間 (例)計画が平成28年5月1日～平成28年7月31日の場合、 「評価時離職率算定期間」は平成28年8月1日～平成29年7月31日になります。	<input type="checkbox"/>			
7	短時間正社員制度の雇用管理制度区分を含む雇用管理制度整備計画に係る支給申請であって、主たる事業が保育事業以外の事業主の場合 評価時離職率算定期間に係る「保育労働者のうち一般被保険者の名簿」 (様式第a-7号別紙)	<input type="checkbox"/>			

支給申請期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

千葉労働局職業対策課分室・ハローワーク(公共職業安定所)